

特別修繕準備金に関する明細書

(平成 年分)

氏 名 _____

1 準備金の積立限度額の計算等

資 産 の 種 類 及 び 名 称		①					合 計	
前回の定期検査又は特別修繕の年月日		②	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	/	
翌年繰越額の計算	前年末における特別修繕準備金の額	③	円	円	円	円	円	
	本年取崩額	特別修繕費を支出した場合による取崩額	④					
		同上以外の場合による取崩額	⑤					
		計 (④+⑤)	⑥					
	減	③のうち前年末までに収入金額に算入された金額	⑦					
		本年中において収入金額に算入すべき金額 (②+⑤-⑥)	⑧					
		計 (⑦+⑧)	⑨					
	差引特別修繕準備金 (③-⑥-⑨)		⑩					
	積立期間終了から2年経過後5年間均等取崩しによる場合の取崩額 (⑩と⑨のいずれか少ない方の金額)		⑪					
	本 年 積 立 額		⑫					
積立限度額の計算	前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	⑬					/	
	同 上 の $\frac{3}{4}$ 相 当 額	⑭					/	
	⑭-⑩ (赤字のときは0)	⑮					/	
	業務を行った期間の月数 積立期間の月数	⑯	—	—	—	—	/	
	⑭×⑯	⑰	円	円	円	円	/	
	積 立 限 度 額 (⑮と⑰のいずれか少ない方の金額)		⑱					/
積 立 限 度 超 過 額 (⑫-⑱)		⑲					円	
本年末における特別修繕準備金の額 (⑩+⑫-⑲) (⑲に記載がある場合は、⑩-⑲)		⑳						

2 総収入金額に算入する額の計算

積立期間終了日の属する年の翌々年末における差引特別修繕準備金	㉑	円	円	円	円	円
年初現在の準備金額	㉒					
本年の総収入金額に	特別修繕費を支出した場合	㉓				
	積立期間終了から2年経過後5年間均等取崩しによる場合 (㉑× $\frac{1}{5}$)	㉔				
	㉓及び㉔以外の場合	㉕				
本年分の必要経費に算入する額	㉖					
翌年繰越額 (㉒-㉓-㉔+㉕)	㉗					

3 平成23年12月改正法附則の規定による総収入金額に算入する額の計算

本年の総収入金額に算入する額の計算	平成25年1月1日における特別修繕準備金の金額	㉘	円	翌年への繰越額の計算	前年末における特別修繕準備金の金額	㉙	円
	$\frac{1}{4}$ 又は $\frac{1}{10}$	㉚	—		本年の総収入金額に算入する額 (㉚)	翌年繰越額 (㉙-㉚)	
	4年等均等取崩金額 (㉘×㉚)	㉛	円				
	同上以外の場合に総収入金額に算入する額	㉜					
	本年の総収入金額に算入する額 (㉛+㉜)と㉙のうち少ない金額	㉝					

特別修繕準備金に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第21条の規定による特定船舶に係る特別修繕準備金、令和2年改正前の租税特別措置法（以下「令和2年改正前旧措法」といいます。）第20条の3の規定による特定船舶に係る特別修繕準備金、平成23年12月改正前の租税特別措置法（以下「平成23年12月改正前旧措法」といいます。）第20条の4の規定による特別修繕準備金又は平成23年12月改正法附則第50条第2項から第5項までの規定による個人の準備金に関する経過措置の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、これらの規定の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄には、船舶について1隻ごと、炉、ガスホルダー又は貯油槽については1基ごとに、その名称を記載します。
- (2) 「②」欄には、本年がその特別の修繕を完了した日の属する年分である場合は、本年の特別の修繕を完了した日及びその前の特別の修繕を完了した日を併せて記載します。
- (3) 平成25年1月1日において平成23年12月改正前旧措法第20条の4第3項に規定する特別修繕準備金の金額を有する方が平成25年分以後において平成23年12月改正法附則第50条第2項から第5項までの規定による個人の準備金に関する経過措置の適用を受ける場合には、①及び②並びに「3 平成23年12月改正法附則の規定による総収入金額に算入する額の計算」の各欄を記載し、③から⑯までの各欄は記載を要しません。
- (4) 「③」欄には、前年末における特別修繕準備金の金額を記載します。
- (5) 「⑫」欄には、本年中において特別修繕準備金勘定へ繰り入れた金額を記載します。
- (6) 「⑬」欄は、①当該資産につき本年末までに特別修繕を行ったことがある場合には、「類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額」を消し、②当該資産（船舶に限ります。）につき本年末までに特別修繕を行ったことがなく、かつ、当該資産の類似船舶につき本年末までに特別修繕を行ったことがある場合には「前回の特別修繕費の額、」及び「又は税務署長の認定した額」を消し、③①及び②以外の場合には「前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は」を消します。
- (7) 「⑯」欄は、次により記載します。
 - ㉞ 「積立期間の月数」には租税特別措置法施行令（以下「措令」といいます。）第13条《特定船舶に係る特別修繕準備金》（平成26年改正前の措令及び平成23年12月改正前の措令（以下「旧措令」といいます。）第12条の2に係る部分を含みます。）及び平成26年改正前の租税特別措置法施行規則（以下「旧措規」といいます。）第7条《特別修繕準備金》（平成23年12月改正前の租税特別措置法施行規則（以下「平成23年12月改正前旧措規」といいます。）第7条の2に係る部分を含みます。）において資産別に定められている月数を記載します。
 - ㉟ 「業務を行った期間の月数」には、本年がその特別の修繕を完了した日の属する年分である場合は、その完了の日から本年末までの月数を記載します。
 - ㊱ 「積立期間の月数」及び「業務を行った期間の月数」の月数は、1月未満の端数が生じた場合には1月として計算します。
- (8) 「⑳」欄は、各年の末日において、前年分から繰り越された準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額のうち当該準備金設定資産に係る特別の修繕の完了予定日として措令第13条第10項（旧措令第12条の2第10項に係る部分を含みます。）で定める日の属する年の12月31日の翌日から2年を経過したものがあつた場合には、当該経過した日の属する年の12月31日におけるこの明細書の「㉑」欄の金額を記載します。
- (9) 「㉑」欄は、平成23年12月改正法附則第50条第2項に規定する中小企業者に該当する場合には「 $\frac{1}{4}$ 」又は「 $\frac{1}{10}$ 」を消し、その他の場合には「又は $\frac{1}{10}$ 」を消します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

措法第21条、令和2年改正前旧措法第20条の3、平成23年12月改正前旧措法第20条の4、措令第13条、旧措令第12条の2、旧措規第7条、平成23年12月改正前旧措規第7条の2、平成23年12月所法等改正法附則第50条